

滋賀県東京観光物産情報センター（ゆめぶらざ滋賀）における経費の 不正支出等に関する事案について

1 不正支出等の当事者

- ・滋賀県東京観光物産情報センター前所長
- ・株式会社JTB首都圏から派遣され、平成25年4月1日から平成29年4月30日まで所長として在職。
- ・7月6日、JTB首都圏により処分執行。

2 不正支出等の内容

(1) 旅費

- ・平成27年度から平成29年4月までの間に、架空出張により50件1,198,742円を不正に支出し、着服した。

(2) 旅費以外

- ・平成29年4月、架空請求によりコピー機リース代およびコピー代44,850円を不正に支出し、着服した。

(3) 不適正な支出

- ・不正支出や着服には該当しないが、県の委託料をびわこビジターズビューローの自主事業である物産販売において商品精算の不足時の補填に充てるといった、委託料の使途として不適切なもの、17件52,852円があった。

3 不正支出等発覚後のビューローの対応

(1) 事実の解明

- ・平成29年4月末をもって当事者が派遣元に復帰した後、不正支出等の疑いが発覚したことから、5月中旬以降、書類調査、関係職員等からの聞き取り、当事者本人からの聞き取りを行った。

(2) 告訴状の提出・県への報告

- ・不正支出には県の委託料が含まれていることに加え、ビューローの公益社団法人としての社会的責任を踏まえ、この事案について厳正な対応が必要と考えられることから、7月27日に警視庁丸の内署に告訴状を提出。
- ・県に対しては、不正支出に県からの委託料が含まれることから、不正支出の疑い発覚時に報告するとともに、本事案における事実関係や問題点の検証結果、改善措置等を取りまとめ、7月27日に報告書を提出。

4 今後のビューローの対応

- ・当事者およびJTB首都圏に対して損害賠償を請求。
- ・県損害分(上記2)を県に返還。

5 ビューローの管理の改善

今回の事案の発生に関しては、本人の行為によるものというだけでなく、ゆめぶらざ滋賀における会計など管理の仕組みや運用にも問題があり、この事案を発生させるきっかけ、あるいは発見の遅れにつながったと考えられることから、ビューローは以下の措置を実施。

(1) 当面の改善措置

- ・ ゆめぶらざ滋賀における支出に関する決裁権限を引き下げ、10万円以上は本部で行う。
- ・ 毎月、ゆめぶらざ滋賀で作成した支出書類を本部に送付し、本部でも確認を行う。
- ・ ゆめぶらざの事業費を、事業費の送金時期に合わせて2か月または3か月ごとに精算を行う。
- ・ 自主財源である物産販売管理会計を設け、商品の不足や破損などの処理は当該会計で行う。
- ・ 商品ごとの精算、年度ごとの棚卸しに加え、毎月一回商品の棚卸しを実施する。
- ・ 所長の出張命令について、事務局長の決裁を徹底する。

(2) 今後の改善措置

- ・ 定期的（四半期に一度）および随時に、ゆめぶらざ滋賀に会計担当者が出向き、検査や指導を行う。
- ・ ビューローの会計監査について、年に一度を改め半期に一度行う。
- ・ 全職員を対象としたコンプライアンス研修を緊急に行い、今後も定期的に行うなど、職員のコンプライアンス遵守を徹底する。
- ・ 管理職員による定期的な職員との面談、普段の職場の会議、個別の情報交換などにより、問題点を発見しやすい雰囲気醸成する。

6 県の対応

県としては、県の委託料が不正支出等に含まれていることに鑑みるとともに、本事案を単にゆめぶらざ滋賀の問題ではなく、ビューローの組織運営に関わる極めて重大な問題であると認識し、次のとおり対応。

(1) 調査への協力

- ・ 調査の進め方に関する協議、調査状況の共有、関係職員への事情聴取への同席、刑事処分に係る弁護士および警察への相談への同席など、適切な調査実施に向けて協力した。

(2) 再発防止に向けた対応

- ・ ビューローに組織運営の適正化と再発防止の徹底を求めるとともに、改善に向けた進捗状況の確認および必要な支援を行う。

(3) 県損害の回復

- ・ 県損害について、ビューローに対して返還を求める。